



三重県公報

平成21年8月18日（火）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	選 管 告 示		
78	開票区の設置	(選挙管理委員会)	2
79	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長等の選任	(同)	2
80	衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長等の選任	(同)	2
81	最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長等の選任	(同)	2
82	衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内の氏名等の掲示に名簿届出政党等の名称等を掲載する順序を定めるくじを行う日時及び場所	(同)	3
83	衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	(同)	3
84	衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	(同)	3
85	衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙会の場所及び日時を定めた旨	(同)	4
86	衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の場所及び日時を定めた旨	(同)	4
87	最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を定めた旨	(同)	4
88	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額	(同)	4
89	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨の報告	(同)	5
90	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	5

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 78 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 18 条第 2 項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙と同時に執行される衆議院比例代表選出議員選挙に関し、津市の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成 21 年 8 月 18 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

開 票 区	区 域
津市北開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区で三重県第 1 区に属する津市の区域
津市南開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区で三重県第 4 区に属する津市の区域

三重県選挙管理委員会告示第 79 号

平成 21 年 8 月 30 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 81 条の規定により告示します。

平成 21 年 8 月 18 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
三重県第 1 区	津市南が丘一丁目 8 番地 25	浅 尾 光 弘
三重県第 2 区	四日市市あかつき台三丁目 1 番地 96	杳 掛 和 男
三重県第 3 区	伊賀市上野中町 3017 番地	宮 寄 慶 一
三重県第 4 区	松阪市嬉野中川新町二丁目 56	瀧 本 隆 子
三重県第 5 区	津市河芸町東千里 656 番地	瀬 古 正 博

2 選挙長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
三重県第 1 区	津市洪見町 770 番地 123	山 口 和 夫
三重県第 2 区	伊賀市小田町 405 番地の 6	城 本 暁
三重県第 3 区	伊勢市村松町 3959	濱 口 尚 紀
三重県第 4 区	津市白山町二本木 3119 番地 2	信 田 信 行
三重県第 5 区	津市島崎町 314 番地	東 高 士

三重県選挙管理委員会告示第 80 号

平成 21 年 8 月 30 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 81 条の規定により告示します。

平成 21 年 8 月 18 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 選挙分会長

住 所	氏 名
津市南が丘一丁目 8 番地 25	浅 尾 光 弘

2 選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所	氏 名
津市河芸町東千里 656 番地	瀬 古 正 博

三重県選挙管理委員会告示第 81 号

平成 21 年 8 月 30 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しましたので告示します。

平成 21 年 8 月 18 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 審査分会長

住 所 氏 名
四日市市あかつき台三丁目1番地96 沓掛和男

2 審査分会長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所 氏 名
津市島崎町314番地 東 高 士

三重県選挙管理委員会告示第82号

平成21年8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内の氏名等の掲示に名簿届出政党等の名称等を掲載する順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により次のとおり告示します。

平成21年8月18日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 くじを行う日時

平成21年8月18日（火）午後6時

2 くじを行う場所

津市広明町13番地

三重県庁 2階 三重県選挙管理委員会室

三重県選挙管理委員会告示第83号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第62条の規定により次のとおり告示します。

平成21年8月18日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 くじを行う日時

平成21年8月18日（火）午後6時20分

2 くじを行う場所

津市広明町13番地

三重県庁 2階 三重県選挙管理委員会室

三重県選挙管理委員会告示第84号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第76条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成21年8月18日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるくじ

(1) くじを行う日時

平成21年8月18日（火）午後6時40分

(2) くじを行う場所

津市広明町13番地

三重県庁 2階 三重県選挙管理委員会室

2 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるくじ

(1) くじを行う日時

平成21年8月21日（金）午後1時

(2) くじを行う場所

津市広明町13番地

三重県庁 2階 三重県選挙管理委員会室

三重県選挙管理委員会告示第 85 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項の規定に基づく平成 21 年 8 月 30 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の各選挙区の選挙会の場所及び日時を次のとおり定めましたので、同法第 78 条の規定により告示します。

平成 21 年 8 月 18 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

三重県第 1 区

- 1 場所 津市栄町一丁目 891 番地
三重県勤労者福祉会館 特別会議室
- 2 日時 平成 21 年 9 月 2 日（水）午前 9 時 30 分

三重県第 2 区

- 1 場所 津市栄町一丁目 891 番地
三重県勤労者福祉会館 第 2 会議室
- 2 日時 平成 21 年 9 月 2 日（水）午前 9 時 30 分

三重県第 3 区

- 1 場所 津市栄町一丁目 891 番地
三重県勤労者福祉会館 第 4 会議室
- 2 日時 平成 21 年 9 月 2 日（水）午前 9 時 30 分

三重県第 4 区

- 1 場所 津市栄町一丁目 891 番地
三重県勤労者福祉会館 特別会議室
- 2 日時 平成 21 年 9 月 2 日（水）午前 10 時 10 分

三重県第 5 区

- 1 場所 津市栄町一丁目 891 番地
三重県勤労者福祉会館 第 2 会議室
 - 2 日時 平成 21 年 9 月 2 日（水）午前 10 時 10 分
-

三重県選挙管理委員会告示第 86 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 2 項の規定に基づく平成 21 年 8 月 30 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の場所及び日時を次のとおり定めましたので、同法第 78 条の規定により告示します。

平成 21 年 8 月 18 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

- 1 場所 津市栄町一丁目 891 番地
三重県勤労者福祉会館 特別会議室
 - 2 日時 平成 21 年 9 月 2 日（水）午前 11 時
-

三重県選挙管理委員会告示第 87 号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 22 年法律第 136 号）第 34 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 78 条の規定により、第 21 回最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり定めましたので告示します。

平成 21 年 8 月 18 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

- 1 場所 津市栄町一丁目 891 番地
三重県勤労者福祉会館 第 2 会議室
 - 2 日時 平成 21 年 9 月 2 日（水）午前 11 時
-

三重県選挙管理委員会告示第 88 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項の規定による平成 21 年 8 月 30 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の各選挙区における候補者 1 人の選挙運動に関する支出金額の制限額を同法第 196 条の規定により

次のとおり告示します。

平成21年8月18日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

三重県第1区	23,764,700円
三重県第2区	24,017,300円
三重県第3区	24,132,900円
三重県第4区	22,770,400円
三重県第5区	23,455,100円

三重県選挙管理委員会告示第89号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の施設の指定をした旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

平成21年8月18日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
多気町選挙管理委員会	多気町勢和老人福祉センター	多気郡多気町丹生1798番地3	平成21年8月13日

三重県選挙管理委員会告示第90号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設(平成13年三重県選挙管理委員会告示第64号)の一部を次のとおり改正します。

平成21年8月18日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

表中

「多気郡多気町	多気町下出江農村婦人の家	多気郡多気町下出江1432番地」を	
「多気郡多気町	多気町下出江農村婦人の家	多気郡多気町下出江1432番地	に改める。
多気郡多気町	多気町勢和老人福祉センター	多気郡多気町丹生1798番地3」	

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
